

# 最低賃金の引き上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業等のお知らせ ～業務改善助成金の拡充のご案内～

業務改善助成金は中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。制度の内容につきましては下記までお問い合わせください。

## 【問い合わせ先】

- 北海道労働局雇用環境・均等部 企画課  
〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎9階  
☎011-788-7874
- 相談無料の「北海道最低賃金総合支援センター」  
(受託者：北海道中小企業団体中央会)  
〒060-0001 札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7ビル  
相談専門電話番号 ☎0120-67-3110



「ご存じですか?  
労働委員会  
～雇用のトラブルまず相談～

(祝日、年末年始を除く)

・住所  
〒060-8588  
札幌市中央区北3条西7丁  
目道庁別館10階

北海道労働委員会では、突然の解雇や賃金未払いなど、労働者個人と使用者間の労働問題に関するトラブルの解決を支援する「個別的労使紛争あっせん」を行っています。

労働問題に精通した公・労・使の各委員三人一組のあっせん員が、当事者から事情を聴き、問題点に応じた助言等を行って双方の歩み寄りによる解決を図ります。

申請は簡単・無料で、秘密厳守の上、迅速に対応します。札幌近郊以外の方には現地に出向いて申請受付やあつせんを行います。お気軽にご相談ください。  
詳しくはホームページへ。  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/rd/sms/>

平成28年10月1日からの  
最低賃金は

786円  
です

・月～金曜日  
午前8時45分  
～午後5時30分  
・午後5時30分  
（直通）  
☎011-204-5667  
北海道労働委員会  
事務局調整課  
（相談・申請）

○最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金および時間外等割増賃金は算入されません。

必ずチエック最低賃金  
使用者も、労働者も

北海道内で事業を営む使用者およびその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む）に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されました。

○最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。

○特定の産業（「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造、修理業、船体プロック製造業」）で働く者には北海道の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

## 【問い合わせ先】

・函館労働基準監督署  
☎0138-521028  
・江差駐在事務所  
☎0139-10286

## 10月は「不正軽油防止強化月間」です

不正軽油とは、軽油引取税の脱税を目的に、軽油に灯油等を混ぜたり、灯油と重油等の石油製品を混ぜて造ることをいいます。不正軽油に関すると思われるございましたらご連絡ください。

## 【問い合わせ先】

北海道渡島総合振興局課税課  
☎0138-47-9445